

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成28年11月3日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

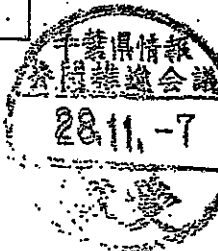
担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかに印を付してください。

意見の内容	<p>申出人は、今までに何度か苦情申出を行なってきた。その中の一つを例にとりて説明する。政法第2442号-1情公推第15号-1平成28年10月31日付け処理結果通知書によると、私が苦情として提出したもののうち、情報公開制度の運営の改善に関する意見と看做されたものは、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第4条に定める方法により聴取するから、苦情として取り扱わないとされた。</p> <p>よって、ここに、改めて意見として提出する。</p> <p>なお、実施機関は千葉県知事であり、担当課は、千葉県健康福祉部千葉県精神保健福祉センター審査課である。</p> <p>経緯</p> <p>担当課は、平成27年 月 日に申出人の行政文書開示請求を受け付けたため、同年 月 日までに開示決定等を行わなければならないにもかかわらず、開示決定等の期限を延長する手続きを取ることなく、ただ漫然と同年 月 日まで何らの決定もせず、また、同年 月 日になってようやく申出人に通知書等(精保セ 号及び 号)を発送した。申出人は同月 日に通知書等を受け取った。同通知書には開示しない理由として「開示請求に係る行政文書を保有していないため。(請求に係る行政文書は廃棄済みである。)」とだけ記載されており、保存期間内であるにもかかわらず廃棄したため不存在という趣旨の記載は一切見られなかった。</p> <p>申出人は、同決定に対して同年 月 日付けで異議申立をした。実施機関は、平成27年 月 日付けで千葉県情報公開審査会に諮問した。</p> <p>実施機関平成28年 月 日付けで理由説明書を千葉県情報公開審査会に提出した。</p>
-------	---



千葉県情報公開審査会は、平成28年 月 日付で「理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について」を作成し、理由説明書に対する意見書を提出するよう依頼した。申出人は同月 日に同文書を受け取った。

理由説明書によると、「当該文書の保存期間は長期保存であるため、存在しないことは、誤って廃棄したものと考えられる。」とされている。実施機関担当課は、平成28年 月 日まで、開示請求の対象文書が「誤って廃棄」されたことを申出人に一切伝えなかったのである。また、その理由説明書には「審査会の委員の任免等に関する対象文書の移管状況は不明である。」、「原因、状況が不明である。」と記載されている。

以上の経緯から以下の意見を申し上げる。

- ①情報公開の全ての実施機関は、対象文書が保存期間内であるにもかかわらず廃棄した場合、その旨を開示請求者に直ちに電話等で連絡するなど適切に対処したうえでその旨を記載した公印付きの文書を開示請求者に速達の手配で発送し、通知書における開示しない理由の欄にもその旨を記載することとすべきである。
 - ②情報公開の全ての実施機関は、千葉県情報公開条例第13条2項の規定を遵守し、再発防止策を講じてその内容及び結果を公表すべきである。
 - ③情報公開の全ての実施機関は、決定が出たら、遅くともその翌日には決定通知を開示請求者に発送すべきである。
 - ④文書の移管状況を示す行政文書は、永年で保存すべきである。
 - ⑤重要な文書はもとより、行政文書を廃棄した場合には、廃棄者、廃棄文書の名称及び性質並びに作成者及び作成年月日、廃棄方法、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄の根拠規則・法令等を明文化して長期保存すべきである。
 - ⑥情報公開の全ての実施機関は、文書廃棄による不存在的場合には、通知書における開示しない理由欄には、保存期間満了による廃棄なのか、保存期間内の誤廃棄なのか等を記載すべきである。
 - ⑦行政不服審査法の規定する救済の迅速性を確保するために、千葉県情報公開審査会の開催日数及び委員を増加すべきである。
- 以上

別記

第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成28年11月3日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☐千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☐千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>私は、今までに何度か貴会議に苦情申出を行なつてまいりました。そのうち、政法第2442号-1情公推第15号-1平成28年10月31日付け処理結果通知書によると、私が苦情として提出したもののうち、情報公開制度の運営の改善に関する意見と看做されたものは、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第4条に定める方法により聴取するから、苦情として取り扱わないとされました。</p> <p>しかし、同要領では、「第3章 意見の聴取 (意見聴取の方法) 第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会情報公開条例 (平成13年千葉県条例第49号。以下「議会条例」という。) 第28条の2第2項の規定による意見を、<u>原則として</u>、情報公開制度の運営の改善に関する意見書 (別記第1号様式) により聴取するものとする。」、「第4章 苦情の処理 (苦情の申し出の方法) 第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、<u>原則として</u>、情報公開事務に係る苦情の申出書 (別記第2号様式) により受けるものとする。」と定められています。</p> <p>したがって、貴会議苦情処理部会が苦情として提出されたものを意見と判断した場合には、自動的に、あるいは、苦情を提出した本人に確認したうえで、同要領第4条に定める方法により聴取したと見做して審議を継続すべきです。</p> <p>そして、貴会議が意見として提出されたものを苦情と判断した場合には、自動的に、あるいは、意見を提出した本人に確認したうえで、同要領第5条に定める方法により聴取したと見做して審議を継続すべきです。</p> <p>以上</p>
-------	---



中華民國 98 年 1 月 1 日

中華民國 98 年 1 月 1 日

中華民國 98 年 1 月 1 日

中華民國 98 年 1 月 1 日

中華民國 98 年 1 月 1 日

中華民國 98 年 1 月 1 日

中華民國 98 年 1 月 1 日

中華民國 98 年 1 月 1 日

中華民國 98 年 1 月 1 日

中華民國 98 年 1 月 1 日

中華民國 98 年 1 月 1 日

別記

第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成29年6月27日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☑千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☑千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>情報公開の不服申立てが文書の特定で争われて、少なくとも特定すべき新たな対象文書の存在が確認された場合、その文書の情報の不開示情報該当性をも審議の対象とするように改善していただきたい。</p> <p>現状では、不服申立人が対象文書該当性の争いに勝利して新たに特定された文書について処分がなされても、違法にも全部不開示がなされることがある(資料1)。再処分にも不服がある場合にはさらに行政不服審査請求をしなければならないため、現状の運用は、行政不服審査法第1条の保障する簡易迅速な救済という精神を棄損し、民主主義を担保する情報公開の情報を陳腐にさせることになる。</p> <p>なお、他の自治体では、すでに本件改善の求めが実現したような運用を行なっている(資料2)。</p> <p>とりわけ、貴会議には、千葉県は、情報公開の行政不服審査請求がおよそ2年もの長期間を要しているという不服申立て手続きの期間も御考慮いただきたい。</p> <p>資料</p> <p>1 行政文書不開示決定通知書(精医セ第 号)</p> <p>2 豊見城市情報公開及び個人情報保護審査会の市政情報の公開等の決定に対する不服申立てについて(答申)及び第5号答申書の1枚目以上</p>
-------	---



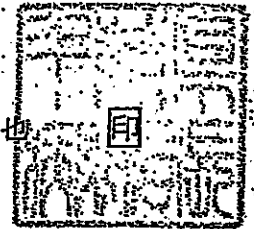
行政文書不開示決定通知書

精医セ第[]号

平成29年[]月[]日

[]様

千葉県病院局長 矢島 鉄也



平成27年[]月[]日付けの開示請求について、千葉県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	千葉県精神科医療センター職員の履歴書
開示しない理由	千葉県情報公開条例第8条第2号該当 本件行政文書には個人に関する情報(氏名、住所、生年月日、性別、学歴、発令年月日、発令事項等)が記録されており、これは特定の個人を識別することができる情報であるため。
開示しない理由が消滅する期日	
担当課(所)	千葉県病院局千葉県精神科医療センター事務局医事管理課 電話番号(043)276-1361
備考	(請求書の收受日 平成27年[]月[]日、決定日 平成29年[]月[]日) 受付452番 異議申し立てに係る決定取り消しによる新たな決定

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県病院局長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県病院局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

2018年 1月 17日

千葉県情報公開推進会議

会長 様

郵便番号

住 所

氏 名

連絡先電話番号

担当者名

- 千葉県情報公開条例第27条の2第2項
- 千葉県議会公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。

意見の内容	別紙のとおり
-------	--------



2018年1月17日

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

以下のとおり意見を提出します。

記

1. 千葉県情報公開条例の見直し

行政文書の開示決定の期限を、現状の30日から、15日に短縮すること。
多くの自治体の開示決定の期限は15日である。

また、平成12年8月の千葉県公文書公開審査会答申が「・・・迅速な決定と、速やかな公開の実施が必要不可欠である、との認識のもと、実施機関は、引き続き真摯な対応に努めなければならない、としていることを踏まえ、実施機関は、速やかに開示決定等を行うよう努めるものとする。」と情報公開事務の手引きで決定しているが、今日まで期限の短縮を検討し、実施していない。

千葉県のIT化が進捗している現状も踏まえ、18年前の答申に立ち返り情報公開の本旨にのっとり、開示決定の期限を見直すよう、本会議で意見されたい。

2. 情報公開 苦情処理の改善

苦情処理（異議申立て）の処理期間を抜本的に改善すること。

異議申立てから諮問まで2年7月余を費やした事例が平成27年度に発生したがその後も審理の迅速化が進まず、同様な積滞が存在している。

苦情処理については、平成16年度にかけて3年に及ぶ積滞が発生していたが、県民の努力で改善した経緯があり、千葉県は抜本的な改善を約束した。

情報公開の在り方を含め、抜本的な対策を行うよう、本会議で意見されたい。

3. 千葉県議会の情報公開の改善

政務活動費の使途については、全国の自治体で問題指摘がなされている

が、議会を含めた県政への県民参加を得るためには、千葉県政務活動費について、収支報告書、領収書、県民への配布物など成果物を含めてホームページに公開し、情報公開の向上によって県民の理解を進めることが必要である。

多くの自治体で、公開が進められている中で、千葉県議会は県民の請願などの声に反して、ホームページでの公開をしていない。

議会の自主を尊重することは当然であるが、情報公開に対する無理解な対応は、法と条例の本旨に反していることを指摘されなければならないむね、本会議で意見されたい。

4. 千葉県公安委員会および千葉県警察本部の情報公開の改善

東日本大震災、熊本大地震について、千葉県警察は多くの警察官を動員して人命救助や治安の維持等について活動し、被災者から感謝され、市民の称賛を受けた。

この活動に要した出張費・交通費・滞在費などの経費を情報公開請求したところ、経費の算出は行っていない、として、不開示であった。

経費の支出が行われているにも関わらず、これを算出せず、その情報を開示しないことは、情報公開法および条例の本旨に反する行為であるから、これを是正するよう、本会議で意見されたい。

5. 個人情報の漏洩による被害救済対策についての改善

個人情報の漏洩により、被害が発生しているにも関わらず、被害の救済、損害の回復などに誠意のある対応が図られていない事例が、県内の複数の自治体で確認されている。

報道機関で明らかにされた事例や、それ以外での事例を含め個人情報の漏洩は基礎自治体においても懸念され、全国的に見ても東京都で67万件の不正アクセスによる個人情報漏洩があり、1万件以上の大規模な事案で、36件（2017年 民間企業を含む）との集計がある現状である。

自治体による個人情報の漏洩が発生すると、救済の処理について、自治体によりその対応が異なり、被害を受けた住民は、加害者による被害を防ぐために転居先を探し、子どもの転校先を交渉するなどの中で、加害自治体との係争を迫られるなど、被害者の負担を更に増している現状がある。

千葉県が指導し、適格で公平公正な救済基準を示すよう、本会議で意見されたい。

以上